

～改正景品表示法と食品表示法のダイレク トセリング業界に与える影響と対策～

14年6月6日に景表法
の改正法が成立し、同年
12月1日に施行されまし
た。さらに課徴金を定め
た法案が11月19日に成立
し、16年春ごろに導入さ
れます。14年11月14日に
は改正景表法のガイドラ
インも公表され、社内体
制の整備が求められるこ
とになりました。

また、13年12月24日、
健康食品の表示に関する
ガイドラインが公表され、
これに基づいてサブ
リメントを扱う業者が措
置命令を受けました。
食品表示法は13年6月

に成立し、今年の6月28
日までには施行されま
す。この中で示される機
能性表示のガイドライン
は間もなく公表される見
込みです。

また、サン・クロレラ
販売に対して、別団体に
よる効能を記載したチラ
シの差し止め命令判決も
ありました。消費者団体
が訴訟を起こして差し止
めが認められたのは大き
な事件です。今後は、「研
究会」など、販売会
社から切り離れた別団体
による薬効広告も利用で
きないようになると予想



とで、合理的な
判断ができます
が、ロビー活動
など各業界の動
きで処分に温度
差が出ると予想
されます。
また措置命令

「消費生活協力団体」
「消費生活協力員」「消費
者安全確保地域協議会」
という団体が新設されま
す。消費者庁が委託し、
情報を集めるための団体
だと思われます。
2番目は、ガイドライ

判時に、エビデンスを紛
失しているケースも多々
あります。データベース
化し、アクセスしやすい
環境にしましょう。
不当表示で措置命令が
下された際、社内体制が
整っていないと行政から

てもらいたいです。
最後は「課徴金制度」
です。優良誤認と有利誤
認が対象となり、売り上
げの3%分の賦課金が課
されます。ただし、相当
の注意を怠ったものでは
ないと認められた場合、
課徴金は賦課されませ
ん。導入は16年春ごろで、
それ以降に販売した商品
が対象となります。

など社内体制を整備する
ことが重要です。
14年6月、9月に健康
食品の通信販売業者に、
景表法に基づく措置命令
が下された際に、不実証
広告規制が適用されまし
た。根拠が承認されるハ
ードルは、高いと考えて
ほしいです。
食品表示法は、食品衛
生法、JAS法、健康増
進法の三法がまとまった
法律で、13年6月に成立
しました。今年の夏まで
には施行が予定されてい
ます。食品表示基準が定
められることになってお
り、その中で機能性表示
制度のガイドラインが示
されることとなります。

根拠提出のために社内体制を整える

されます。

景表法の改正は、三つ
の柱が固まりました。ま
ずは「行政機関の管理体
制の強化」。消費者庁は景
表法の問題が出たとき、
事業の所管大臣に委任で
きるようになり、専
門の機関に振り分けるこ
とで、合理的な
判断ができます
が、ロビー活動
など各業界の動
きで処分に温度
差が出ると予想
されます。
また措置命令

権限が都道府県知事にも
付与されることが決まっ
ています。14年12月に施
行されており、早ければ
今秋にも都道府県による
措置命令が出されるでし
ょう。

「事業者の表示管理
体制の強化」が規定され
ました。これは企業が社
内フローなどで情報共有
できる体制を整えること
が求められました。表示
を管理する担当者を決
め、役割を振り分けると
いうのは最重要です。裁
断時に、エビデンスを紛
失しているケースも多々
あります。データベース
化し、アクセスしやすい
環境にしましょう。
不当表示で措置命令が
下された際、社内体制が
整っていないと行政から

問題視されます。それに
よって指導を受けると、
3〜4カ月間は行政の監
視に置かれる可能性もあ
ります。

主力商品ほど金額が大
きくなり大変です。不実
証広告規制が導入されま
すので、表示が実証でき
る合理的な根拠を示す資
料を準備する必要があります。
資料を求められた
場合に速やかに提出する
ために、やはり情報共有

14年6月、9月に健康
食品の通信販売業者に、
景表法に基づく措置命令
が下された際に、不実証
広告規制が適用されまし
た。根拠が承認されるハ
ードルは、高いと考えて
ほしいです。
食品表示法は、食品衛
生法、JAS法、健康増
進法の三法がまとまった
法律で、13年6月に成立
しました。今年の夏まで
には施行が予定されてい
ます。食品表示基準が定
められることになってお
り、その中で機能性表示
制度のガイドラインが示
されることとなります。

「研究会」など、販売会
社から切り離れた別団体
による薬効広告も利用で
きないようになると予想

具体的に動きがあるわ
けではありませんが、

問題視されます。それに
よって指導を受けると、
3〜4カ月間は行政の監
視に置かれる可能性もあ
ります。

体制が整っていれば、
不当表示で問題が発生す
るリスクも低くなりま
す。各社は早急に対応し

14年6月、9月に健康
食品の通信販売業者に、
景表法に基づく措置命令
が下された際に、不実証
広告規制が適用されまし
た。根拠が承認されるハ
ードルは、高いと考えて
ほしいです。
食品表示法は、食品衛
生法、JAS法、健康増
進法の三法がまとまった
法律で、13年6月に成立
しました。今年の夏まで
には施行が予定されてい
ます。食品表示基準が定
められることになってお
り、その中で機能性表示
制度のガイドラインが示
されることとなります。

14年6月、9月に健康
食品の通信販売業者に、
景表法に基づく措置命令
が下された際に、不実証
広告規制が適用されまし
た。根拠が承認されるハ
ードルは、高いと考えて
ほしいです。
食品表示法は、食品衛
生法、JAS法、健康増
進法の三法がまとまった
法律で、13年6月に成立
しました。今年の夏まで
には施行が予定されてい
ます。食品表示基準が定
められることになってお
り、その中で機能性表示
制度のガイドラインが示
されることとなります。